

2022年9月24日

山口県教育長 御中

安倍元首相「国葬」に際して半旗を強制したことに対する抗議

日本基督教団 西中国教区 靖国天皇制問題特別委員会

〒739-0602広島県大竹市南栄3-1-29

連絡先：（担当）小畑太作

〒755-0031宇部市常盤町1-1-9 日本基督教団 宇部緑橋教会内

わたしたちは、全国1600余のキリスト教会で構成する日本基督教団（にほんきりすと きょうだん）の広島県・島根県・山口県を範囲とする西中国教区が設置する靖国天皇制問題特別委員会です。

山口県教育長が、2022年9月20日付で各県立学校長宛に通知した「故 安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明（通知）」（令4教職第439号。以下、単に「通知」）について、下記、厳重に抗議すると共に、撤回と釈明を求めます。求釈明については、本書受領後、一週間以内に文書にて返送して下さい。

記

1. 「通知」は憲法第19条並びに第20条に違反する、思想・良心・信教の自由を侵害する行為であり抗議する。

「通知」の内容、すなわち前文「国葬儀の当日は、哀悼の意を表するため、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします」、そして下記として「国旗、県旗を半旗掲揚とする」は、主語が欠落しており意味不明ですが、当方の電話問合せに対する県教育庁教職員課の説明によれば、主語は教育長自身ではなく「各県立学校」とのこと。つまりこれは、弔意の強制に他ならず、憲法が保障する思想・良心・信教の自由への侵害行為であり、また、教育基本法にももとの政治権力の教育への不当な介入であり、厳重に抗議します。

2. 「通知」を即刻撤回するよう強く要請する。

憲法違反である以上、憲法第98条により「通知」は無効です。教育長は「通知」発出を猛省すると共に、その旨を即刻発出した各県立学校に通知するよう強く要請します。

3. 「通知」を発出した、経緯及び法的根拠について釈明を求める。

文科省はじめ国政府からの要請・強制の有無とその内容、そして県内における機関決定を含めて、「通知」発出に至った経緯について漏れなく説明して下さい。

また、このような憲法違反の行為を可と判断した法的根拠について釈明して下さい。また、そもそもどうして県教委は、弔意を表したいのかご説明下さい。

以上